

パネルディスカッション

『障害があっても普通の暮らしが実現できるために』

■西村正樹（DPI 北海道ブロック会議 前議長）

時間になりましたので、この後はパネルディスカッション「障害があっても普通の暮らしが実現できるために」と題して進めたいと思います。

この後の進行は、コーディネーターである北星学園大学社会福祉学部長の田中耕一郎先生にお任せしたいと思います。田中先生、よろしくお願いいたします。



■田中耕一郎さん

（北星学園大学社会福祉学部長）

ここから進行を担当します北星学園大学の田中です。よろしくお願いいたします。

パネルディスカッションをはじめる前に私からこのパネルディスカッションの趣旨について簡単に述べさせていただきます。

このパネルディスカッションは、冒頭、西村さんのお話しにもありましたように、障害者基本法改正に向けた動きを見据えながら「障害があっても普通の暮らしが実現できる社会」を目指して、具体的な障害者の生活の観点からどういう社会のあり方が望ましいのか、また、その望ましい社会を実現するために今後具体的にどういう取組みや法律や制度が必要なのか、そこから障害者施策の基本方針を規定する障害者基本法の改正においてどういう見直しが必要なのかという方向で議論ができればと思っております。

先程の崔さんと辻さんのお話しにもありましたように、障害者基本法はこれまで数回の改正を経て、直近では2011年障害者制度改革推進会議における議論を踏まえて改正されました。この2011年の改正では、障害の社会モデルの考え方が盛り込まれました。そこには、障害者権利条約が求める方向で日本の障害者施策の枠組みを大きく転換しようとする意図がありました。

「障害者施策の枠組みの大きな転換」と言いましたが、それを障害者権利条約の言葉を借りて一言でいいますと、「保護の客体から権利の主体へ」ということだと思います。これまでは、とすれば障害者は保護されるか弱い存在と位置付

けられ、障害福祉サービスも保護主義的な意味合いの強いものでした。

しかし、条約で出された「権利の主体」という考え方は、従来の保護主義的な障害者政策を障害者の権利を軸とした政策への転換に踏み出したといえます。

しかし、先程のご講演・ご報告にありましたように「権利の主体」という方向に向けて踏み出しましたが、そこにはいくつかの課題があつて、それは、言葉を換えると障害者が権利の主体へ転換するための障壁となる課題といえます。

国の政策において大きな転換が求められる時に、前例主義に立つ行政ではそれを担うことはなかなか難しいと思うのですが、この大きな転換を大胆に実行できる立場におられるのが政治家の皆さんです。

今日のフォーラムに各政党の国会議員の皆さんをパネリストとしてお招きした理由はここにあるかと思えます。

しかし、当然のことですが、政治家の皆さんだけに障害者政策の大きな転換を担って頂くわけにはいきません。今、国際的な障害者運動で共有されているスローガンは「我々のことを抜きにして我々のことを決めるな」です。障害者基本法の影響を最も多く受ける障害者自身が障害者基本法の改正に向けて声をあげることは非常に重要なことだと思います。

障害者政策の転換に力を発揮頂けるのは政治家ですが、この政治家の力は、障害当事者の切実な要求に基づくことではじめて意味あるものと考えます。

そこでパネルディスカッションでは、まず各政党の政治家の皆さんに日本の障害者政策の現状と課題についてそれぞれの政党や個人の立場としてのお考えを述べて頂き、その後、指定発言として道内の障害者団体の代表者の皆さんからご発言を頂いて「障害があっても普通の暮らしが実現できる社会」とはどうあるべきかについて議論を深めたいと考えています。

では、早速ですがパネリストの皆さんをご紹介します。

まだ到着されていない方もおられますが、皆さんから向かって右側から立憲民主党の衆議院議員の道下大樹さん、国民民主党の参議院議員の徳永エリさん、日本共産党の参議院議員の紙智子さんです。皆さん、よろしくお願いします。

コメンテーターは、ご講演・ご報告に続いて辻さんと崔さんをお願いします。

それから、指定発言者として5名の方をお願いしています。北海道肢体不自由児者福祉連合協会の清水誠一さん、北海道重症心身障害児者を守る会の太田由美子さん、北海道精神障害者回復者クラブ連合会の土屋晴治さん、ピープルファースト北海道の鬼塚朗さん、インクルネット北海道の山崎恵さんです。

皆さん、どうぞよろしくお願いします。

最後に私からこれからの進行について説明いたします。

この後、議員の皆さんに各10分ずつ政党及び議員としての障害者政策に関する考えと先程の崔さん、辻さんの講演と報告に関するご感想やご意見等もお話し頂ければと思います。

その後、会場の指定発言者の皆さんから各5分ずつ各団体のメンバーたちの生活の視点から改善や新たに必要な障害者施策等についてのご意見と議員の皆さんへのご質問・ご意見等もあればと思います。

その後、コメンテーターのお二人にパネリスト、指定発言者の発言に対するコメントを各5分程度頂き、最後に、再度議員の皆さんから指定発言・コメンテーター

ターのコメントに対するご見解を 5 分以内ずつ伺い、最後に私がまとめをさせて頂きます。多分まとまらないと思いますが、頑張りたいと思います。

ヘルパーの時間等で制約のある方達も参加されていますので、16 時半までに終わりたいと思います。そのためにもパネリスト、指定発言者、コメントーターの皆さんには、ご発言時間をお守り頂きますようご協力をお願いします。

早速ですが、まず立憲民主党衆議院議員の道下大樹さんからご発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。



■道下大樹さん（立憲民主党 衆議院議員）
皆様、こんにちは。

只今ご紹介頂きました道下大樹と申します。まずは、本日のフォーラム開催、ご盛会おめでとうございます。また、立憲民主党と私の障害者政策に関する基本方針や理念のご説明・ご報告させて頂く機会を頂戴してありがとうございます。

皆様にお配りしている私からの資料で、他の政党さんはカラーですが、私の資料はルビをふることもあったのでモノクロ裏表で作らせて頂きました。

私からは、道下大樹の主な取り組みと立憲民主党として障害者政策に関する方向性についてご説明させて頂きたいと思えます。

私は、国会議員の秘書になって、その時にお会いしたのが西村さん、我妻さん、そして東智樹さんです。そういう皆さんと一緒にお酒を酌み交わしながら障害者政策、障害者の生活、そして目指すべき社会像などについてお話を伺って、道議会議員になって私の一つの大きな取り組む政策としました。

道下大樹の主な取り組みとして北海道議会議員時代、最初は北海道障害者条例の策定・成立とあります。これについては、皆様ご存知の通りですが千葉県に続いて北海道でも条例成立に向けて多くの障害者の方々にアンケート調査を行って皆様の声を条例に反映させる活動をさせて頂きました。

実は、この前には道路交通法に関して障害者の駐車禁止除外指定車標章という警察が権限を持つ道路駐車時に使用する標章制度ですが、この交付について全国統一基準が定められることで、道内で標章が受けられない方々が出てくる問題が生じました。道議会で道警に対して、この問題を改善するために取り組み、テレビでも放送されてなんとか駐車禁止除外指定車標章が無効になることは回

避できました。これが私の道議会議員としての最初の仕事でした。

その後はインクルーシブ教育の推進や特別支援学校の校舎・寄宿舎の整備拡充、高校を受験した障害者を定員内にも関わらず不合格とした高校並びに道教委について道議会で質疑追及し再発防止を求める取組み。今日お集りの皆様の中でも一緒に取り組みさせて頂いた、山崎恵さんとも一緒に取り組みました。

衆議院議員としては、先程もお話が出ましたバリアフリー新法の改正についてです。私は、今、国土交通委員会に所属しておりまして何度か質問をさせて頂きました。このバリアフリー新法改正時にも障害者基本法や障害者差別解消法に基づいてとか、その中にある条例・文言を参考にして法改正するという政府の考え方でした。ただ、それが十分に反映されていないと私は思っております。私が非常に拘ったのは、「身体の機能上の制限を受ける者」という文言です。

これは、障害者基本法においても、バリアフリー新法改正案でも、身体障害のみならず知的・精神、発達障害も含めて全ての障害者の方々のことですが、移動時や建物の利用時に身体機能上の制限を受けることだけですかと。

つまり、大きな音とか眩い光のため建物に入れない、公共交通機関を利用できないとか。身体の機能上の制限のみにバリアがあるとは思えない。心理面での制限を受けることもあるため身体の機能上の制限を受けるという表現は削除して頂きたい。もっと対象を広げてほしいと委員会で質問しましたが、残念ながら、政府与党でつくられた条文を変更できないとして改善できませんでした。

そういった意味でバリアフリー新法はまだまだ不十分ですし、障害者基本法では暮らしや働く中で様々な社会的障壁をなくす、また、合理的配慮を確保するとされていますが、バリアフリー新法では、建物に関するバリアフリーが昔のハートビル法の 2,000 m²の建物しか対象にならない。既存の建物も対象にならないなど、米国の ADA 法と比べると日本は遅れていると強く思います。

更には、中央省庁の障害者雇用水増し問題があります。これは検証委員会の調査によると意図的ではなく恣意的なものであるということで、悪気があってやったわけではないと検証委員会は報告をまとめたのです。中身を見て、裸眼視力で 0.1 以下は障害者として法定雇用率を水増ししていたということです。普通であれば考えられないです。それが認められれば民間企業は法定雇用率をどこでも達成できると思います。眼鏡やコンタクトを使用している人は多くいます。そういう常識がまったくない中央省庁ですので、その認識を大きく変える必要があると今回の障害者雇用水増し問題について思いました。

お配りした表を見て頂きますと、立憲民主党の掲げている障害者政策の方針等についての綱領、条文があります。その中で、未来への責任を全うし活力ある共生社会をつくるということで二つ目の○印に「私たちは、あらゆる差別に対して断固として闘います。性別を問わずその個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等を確立するとともに、性的指向や性自認、障害の有無等によって差別されない社会を推進します」という綱領になっています。

この綱領に基づく基本政策として、その下の○印にあります「障害のある人も安心して暮らし就労できる社会を実現するため障害者差別解消法の運用を強化します」、「手話を言語として法的に位置づける手話言語法を制定します」ということで、今、党内に障害者 PT を設置して障害者差別解消法の運用強化と情報コ

コミュニケーション法案、手話言語法案の策定に向けて取り組んでいます。

我々立憲民主党は、このような個々の法律の拡充強化・制定にも取り組んでいきますけれども、まずもって障害者権利条約にそって改正された障害者基本法をもっともっとバージョンアップしていく必要があると思っています。

そういった意味で今日、皆様から、様々なご意見を頂けるとお思いますので、それを今後の立憲民主党の国会活動等に活かして、皆さんが納得して満足できる障害者基本法や関係法令の改正、そして創設に取り組んでいきたいと思っています。

今日は、どうぞよろしく願いいたします。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

道下さん、どうもありがとうございました。

続きまして国民民主党参議院議員の徳永エリさん、お願いします。



■徳永エリさん（国民民主党 参議院議員）
皆さん、こんにちは。

本日は、フォーラムにお招き頂き、皆さんのお話を聞き、そして私たちの考え方もお話をさせて頂く機会を頂戴したことに心から感謝申し上げます。

まずは、北海道胆振東部地震、被害にあわれた方々にお見舞い申し上げます。

ブラックアウト、国土面積の5分の1の北海道のほぼ全域が停電のためエレベーターが動かない、水が出ない、電話が繋がらない。人工呼吸器をつけておられる方、予備電源も大丈夫かと本当にご心配されたと思います。重ねてお見舞いを申し上げます。

こういった災害時の障害者の皆さんへの対応もしっかりと今回のことを踏まえて次に繋げていくための教訓にしなければならぬと強く感じております。

そして先日は、旧優生保護下における強制不妊手術に関するフォーラムにもパネリストとしてお招きを頂きました。今、私は、超党派の議連と法案作成PTのメンバーとして大変精力的に活動をさせて頂いています。来年の通常国会への法案提出に向けて、ほぼ法案の骨子がまとまるどころです。

まずは、この強制不妊手術。当時の社会背景、様々な事情があったとはいえ議員立

法で、そして全会一致で成立した法案です。本当にとんでもない、申し訳ないことをしたということで私たちは国会の意思として、まずは、しっかりお詫びを申し上げなければいけないということ。それから、本当に辛い思いをされた方々にお見舞いという形でしっかりと、保障という言葉がいいのかどうかわかりませんが、皆さんの思いに添った形で対応していきたいと思っています。そのことをお伝えしておきたいと思えます。

また、DPI 北海道の皆さんを中心に障害のある皆様にはいつもご指導を頂いています。特に、前回の統一自治体選挙時には、私は民主党の議員でしたけれども、民主党から山崎恵さんに豊平区の道議会議員として立候補して頂きました。

私もずっと山崎さんと一緒に街頭演説等をさせて頂いて、間近で山崎さんの頑張りをを見せて頂き、そして介助されている皆さんのご尽力、努力もを見せて頂きながら本当に色々と勉強させて頂き考えさせて頂くことも多々ありました。共生社会の実現、インクルーシブ社会の実現に向けて私もこれからしっかりと頑張っていきたいと思っております。

さて、DPI 日本会議、北海道ブロック会議の皆様には、障害の有無によって分け隔てられない社会、全ての人の命と尊厳が尊重される社会、そして、障害のある人もない人も同じように暮らせる社会の実現のための様々な活動、そして取組みに改めて敬意を表し感謝を申し上げたいと思えます。

国民民主党の障害者政策についてお話しをさせて頂きたいと思えます。

まずは、これまでの流れについてお話しさせて頂きたいと思えます。

色々と今の状況の中では誤解もあるようですが、国民民主党は、民主党・民進党の法的継承政党で、本年 5 月 7 日に民進党から国民民主党と名前を変えた政党であることを、まずご理解頂きたいと思えます。まったく違った方向性でも、違った政策でもありません。

党の綱領も政策も民進党時代から一步も後退していないことを是非ともご理解頂きたいと思えます。むしろこれまで以上に具体的な提案をし、現実的な政治を行い、社会からの分断をなくし、新しい答えを出していく政党として国民の皆さんの新たな選択肢となれるように尽力することをお誓い申し上げます。

国民民主党の障害者政策も民主党・民進党時代の流れを引き継いでいます。障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活がおくれるよう障害者差別解消法の実行性ある運用を目指すとともに当事者の声を障害者政策に反映してまいります。障害の有無などに関わらず同じ場で共に学び働くインクルーシブ教育、雇用を推進させて頂きます。そして、障害者の人権を侵害するおそれのある法改正は決して許しません。この考え方が国民民主党の障害者政策の基本です。

先程、崔さんからもお話がございましたけれども、2009 年の政権交代後、当時の民主党では障害者制度の集中的な改革を行うために内閣に総理大臣を本部長とする障害者制度改革推進本部を設置いたしました。

そして、その元では、学識経験者や委員の半数以上が障害当事者、そうして障害福祉事業者という委員構成によって障害者制度改革推進会議が開催されて障害者制度の見直しに向けた検討が進められました。

そして、この会議の意見を踏まえて応益負担を原則とする障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づく地域生活支援体

系の整備等を内容とする障害者総合福祉法制定に向けて 2012 年の通常国会への法案提出と 2013 年 8 月までの施行を目指すこと等を内容とした障害者制度改革の推進のための基本的な方向を 2010 年 6 月 29 日に閣議決定しました。

この民主党時代の閣議決定を受けて民主党政権下において 2012 年 6 月 20 日に障害者総合福祉法が成立をいたしました。

また 2011 年には障害者基本法が障害者権利条約の批准に向けた法整備の必要があったことから障害者の定義の改正、地域社会における共生と差別の禁止等に関する基本原則の新設。障害者政策委員会の設置、基本施策の拡充などを盛り込み議員立法から閣法へ格上して大規模改正を行ったという経緯です。

この障害者基本法は、先程、羅針盤というお話がありましたけれども、私は障害者の皆さんの権利をしっかりと守る障害者の憲法だといっても過言ではないと思っています。この障害者基本法、先程からお話もございましたけれども附則の 2 条に、「国はこの法律の施行後 3 年を経過した場合においてこの法律による改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」となっております。

来年には見直しをするということですが、私も内閣府を呼んでお話をしましたけれども、国はほとんど動いていない状況ですので、しっかりと皆さんと共に障害者権利条約、これも 2014 年に批准されていますから、これに即した素晴らしい障害者の憲法として更にブラッシュアップをするように皆さんと共にしっかりと声をあげていくことを改めてお約束させて頂きたいと思います。

そして皆さん、障害者差別解消法に関して国会での動きをご存知でしょうか。私がお配りした国民民主プレス号外の裏面をご覧頂きたいと思います。

実は、先の通常国会で倫選特（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会）で公職選挙法の改正が行われました。これまで衆議院では、衆議院の候補者の政見放送はビデオを持ち込んでそれをテレビ局は流すということができたのですが、参議院はスタジオに行って、それで収録しなければいけなかったのです。2 回撮って 2 回とも失敗してもどちらか良い方を撮るという大変に厳しい状況で行われていました。これが公職選挙法の改正によってビデオを持ち込んでもいいということになったのです。

参議院はスタジオで撮るため手話通訳やスーパーインポーズ（字幕）が入らなかったのが聴覚障害者の方々が何を言っているのかよくわからなかったのです。今度は、参議院もこの法改正によって手話通訳者、あるいはスーパーインポーズ（字幕）、ここでしっかりと候補者の政策について聴覚障害者の方々も確認ができる環境になったこともお伝えしたいと思います。

それから、バリアフリー新法の改正の時に参議院の本会議場に名古屋市から障害のある方々に傍聴して頂きました。その時に参議院の本会議場は、サイトラインがまったくだめだよねというお話を頂きました。

そこで我党の愛知県の伊藤孝恵参議院議員が車いすの方々とお友達だったこともあり、なんとかしなければと党内で色々議論をいたしまして参議院事務局に話をさせて頂きました。国・地方公共団体は合理的配慮の提供は法的義務ですから、なかなか改修する場所がなかったのですが、たまたま外交官の席を改修するとサイトラインが車いすの方々にとって非常に良い状況になるということ

申し入れをして、もう工事に入っております。来年の春頃くらいにはサイトラインがしっかりと整備されますから、こういうできることに取り組んで一つ一つ変えていきたい。まさに現実的な対応をしていきたいと思っております。

それから、地方も国会も、私は障害当事者の人に議員に立候補してもらいたいと思っております。山崎さんの時も本当に大変でしたが、今は SNS、インターネットを使った選挙が非常に進んでいます。影響力も大変に大きいです。

そういう中で街頭演説活動をしなくても SNS を使って多くの皆さんに政策・思いを訴えることができますから、是非とも障害のある方々にもチャレンジをして頂いて、議会の中で当事者の思いをどんどん伝えて頂く。それから、議会の中で障害者の方々が働きやすい環境整備も具体的に進めて頂くこともとても大事だと思っておりますので是非とも皆さんもそういう思いのある方がいたら背中を押してチャレンジして頂くことがもっともっと世の中の理解を広げて、そして障害者の権利を行使することに繋がると思っておりますので、是非とも私たちも一緒に頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

徳永さん、ありがとうございました。

徳永さん、「会議場のサイトライン」という言葉が難しかったと思っておりますので「サイトライン」を説明して頂けますか。

■徳永エリさん（国民民主党 参議院議員）

プロの方に説明してもらったほうがいいと思うのですがけれども。

私が聞いていたのは、車いすに座っておられる方が参議院の本会議場で演台に立って質問をしている、あるいは、答弁をしている大臣。それを見る時に前に他の傍聴者がいて、その傍聴者の方の頭が邪魔になってよく見えないとか。劇場で立ったことによって、スタンディングオベーションをして見えなくなることがないように車いすに座っていて視点が確保できるのがサイトラインです。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

ありがとうございました。

それでは、続きまして日本共産党参議院議員の紙智子さん、お願いします。

■紙 智子さん（日本共産党 参議院議員）

皆さん、こんにちは。

今日は、障害者基本法改正に向けた北海道フォーラムという貴重な機会にご案内頂きありがとうございます。共産党参議院議員の紙智子でございます。

はじめに私からも 9 月に北海道震度 7 の大地震、そしてブラックアウトという事態になりました。あれから 2 ヶ月が過ぎていますけれども、今もまだ避難所に暮らされている方が 153 人いらっしゃる。仮設住宅に移動している方もいらっしゃるようですけれども、引き続いて大変不自由な思いをされている方もいらっしゃる中で、私たちも力を合わせて本当に早く元に戻るよう頑張っ



いきたいと思っております。

さて、この間、札幌におきましては、札幌の地下鉄駅の全てにホームドアが設置されました。今は当たり前のようになっていますが、転落事故が、繰り返されている中で視覚障害者の皆さんをはじめとして長年にわたって札幌市交通局に対しての申し入れ、JR に対する申し入れをえんえんと続けてきた。JR はまだですが、地下鉄は実ったと思います。

それから、精神障害のある方々の運賃割引の運動も 10 年以上にわたって、途中もうだめかという気持ちも跳ね返して、その要求が、全部ではないですけども届いてきています。そういう意味では、本当に頑張って運動されてきた皆さんに心から敬意を申し上げます。

そして、まだまだ解決できていない課題もありますので引き続き皆さんと力を合わせながら取り組んでいきたいと思っております。

それから、今日、日本共産党の障害児・障害者政策をお配りさせて頂きました。

これを今日全部事細かに説明しませんが、先程の崔さん、辻さんの話を聞きながら、重なっている部分、大いに重なるところがあると思います。

最初の 1 ページでいいますと、障害者権利条約、基本合意、骨格提言に基づいた障害者政策を実現しようということで、去年に私たちが選挙の時に出した政策です。スウェーデンやドイツ等と比べても相当に遅れていることで、ここはしっかりと取組んでいかなければいけない。日本共産党としては、障害者権利条約、障害者自立支援法違憲訴訟団と国が結んだ基本合意、これは 2010 年 1 月でしたけれども。障害者自立支援法を廃止して、それに代わる障害者総合福祉法を審議した総合福祉部会の骨格提言、これに基づいて以下のようにということで 15 の政策の中で具体的に提案をしております。

先程の崔さんの話にもありましたけれども、次の 4 ページを見て頂いて、障害者差別解消法、障害者基本法、虐待から守る体制整備という項目があります。

この中にも合理的配慮を努力ではなく法的義務とすべきであることも明記すべきと書いていて、ここは本当に一致してやっていけると思っております。

最後を見て頂いて、先程追加されてお話しされていた14ページにあります13項目の参政権の保障、司法の場における権利保障ということで、これは参政権と司法権という二つの角度から本当に皆が等しく権利を行使できるようにするためには必要ではないかということで書かせて頂いております。

こういうことを含めて充実した中身にするために力を併せたいと思います。

私が初当選させて頂いたのが2001年ですけれども、その時は、障害者自立支援法の障害者自身の闘いが全国的に広がっていたときで、今でも本当に鮮明に覚えています。「私たちのことを私たち抜きに決めるな」とずっと言われていて、本当にその通りだと思いました。共闘の広がる中で国会にいる私たちがそういう皆さんの運動に本当に励まされて論戦した記憶があります。やはり当事者である皆さんを除いてはできないということでは、今日もしっかり学び、この後の取組みに反映させていきたいと思っています。

今日は、崔さんの話や文章の中にもありますけれども、障害者の権利保障に對峙しているのは根強く残る差別です。まず、この差別を根底からなくさなければ真の障害者の権利保障は確立されないとなっています。

そのことを具体的に今突きつけられている問題が目の前にあると思います。その一つが、先程、徳永さんからもお話がありました旧優生保護法問題。この法律によって本人の同意なしに不妊手術を強いられた。これは、明確な障害者差別であり人権侵害で許されません。神戸地裁で聴覚障害を持つご夫婦二組が提訴した。仙台地裁でも遺伝性精神薄弱を理由として強制不妊手術を受けさせられた。この旧優生保護法を廃止した後も国は救済措置を怠ったということで60代の女性が国の謝罪と保障を求める訴訟を仙台地裁におこしました。

そして札幌でも障害者が不妊手術を強制され国が救済措置を怠ったということで、名前も明らかにして、小島喜久夫さんが裁判に立たれました。国に対して賠償を求めて札幌地裁で国が責任を認めて謝罪をしてほしいと訴えました。

本当に著しい人権侵害であり、国はちゃんと認めて謝罪しなければいけないと思います。同時に、それを正すことができなかった我々国会議員にも責任があるということでは本当に申し訳ない気持ちを表明したいと思います。

なぜこうなったのかをきちんと検証しなければならないと思います。

今、徳永さんからもお話があったように超党派で優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟がつくられていて、自民党から共産党まで入っています。そこで8回勉強会を開いて、我が党からは、このPTには高橋千鶴子さんがずっと参加しています。旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた人に対する一時金の給付等に関する立法措置について色々骨子を考えていままとめつつあるということです。やはり前文できちんと謝罪を書き込むということ、対象をどこまでにするか、一時金の支給をどうするか、権利の認定をはじめとして色々当事者の方とも話し合いをしながら、その願いに添って練り上げていこうという段階に今あることをご報告したいと思います。

もう一つの問題は、先程、道下さんからも話がありました障害者雇用の水増し問題です。これは、障害者雇用促進法に基づく雇用率で中央省庁が対象となる障

害者数を 3,700 人以上水増ししていた。自治体では 3,800 人を超えて、不適切な障害者雇用の導入とっているけれども、やっていた。問題は、障害者をはじめとする国民の国への信頼を大きく失墜させたことだと思います。

多くの中央省庁が長年に亘って障害者の働く権利を守る責任を放棄し、障害のない人を障害者として雇用率を偽装してきたのは重大な権利侵害事件です。

政府は、2014 年に障害者権利条約を締結しました。第 27 条の一項で締約国は「障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める」と定めています。障害者は働く権利を持ち、国や企業はこの権利を保障するための雇用対策や労働環境の整備に努める責任があると書いています。

そして法整備の一貫として障害者雇用促進法を改正しました。その中では、障害を理由とする差別的な取扱いを禁止し障害者が職場で働くにあたって支障となることは改善することを義務付ける。事業主には、障害者からの苦情を自主的に解決する努力を義務付ける。国は、紛争が起きた場合は、その解決を援助する仕組みをつくることなども謳われています。いわば、この改正法に基づいて障害者雇用の改善を指導しなければならない省庁で雇用率の偽装が行われました。しかも多くの省庁がやっていたことは重大で、なぜ、障害者雇用を率先して進めなければならない国でやられていたのかを、私も本当に胸が痛いのです。問題をしっかりと究明して抜本的に改善する必要がある。やはり差別を許さないだけではなく具体的な問題に対して具体的に解決する必要があると思います。そういう意味では、真剣にこの問題と向き合わなければならないと思います。

最後に、もう一つお話ししたいことは、災害時などで緊急事態に遭遇した時の障害のある人や難病を抱えている方への対応です。

9 月 6 日の北海道の地震の翌日に、私は難病連センターを訪問しました。全道的にブラックアウトがおきて、それによって大変な被害に遭いました。その時に代表理事は、障害者や難病患者への対応が非常に遅れていると訴えられました。行政の方からも電話がいったし、マスコミからも取材の電話がいった。

しかし、現実に困っていることは、例えば、停電、断水、食事もそこにいたら当たらないので避難所に行きなさいと言われるけれど、命にすぐ係わる人工呼吸器とか人工透析が必要な人については即入院で対応されるのですが、それ以外の症状の人については特にはないわけです。そうすると、例えば、人工肛門をつけている人は、ストマをつけていて、その都度毎日きれいに洗わなければいけないため皆と同じ場所に行けないのです。そういう人を受け入れるのに、今の難病センターの宿泊設備は少ないけれどもある。お風呂もあるし、シャワーもある、電気もきていた。そういう場所で少しでも受け入れたいと思って言ったのだけれども、全然埒があかなかったと話されました。

なぜそうなったのかなど改めて、福祉避難所は、東日本大震災の時に同様ですけれども早急に設置する必要がある。そのための日頃からの備えが必要ですが、そこが備わっていなかった問題を改めて突き付けられた気がしました。

そういう意味では、これを機に本当に解決してなければいけないことを改めて痛感しまして、是非皆さんとも力を合わせたいことを最後に申し上げまして私の話といたします。ありがとうございました。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

紙さん、ありがとうございました。

引き続き 10 分ずつのご発言をお願いいたします。

自由民主党参議院議員の長谷川岳さん、お願いします



■長谷川 岳さん

（自由民主党 参議院議員）

今日は、お招きを頂きありがとうございます。自由民主党の長谷川岳です。

私は、予算委員会を担当させて頂くと同時に自民党の法務省を所管する法務部会の部会長を担当させて頂いています。自民党ですが、元々バックボーンはYOSAKOIソーランでして、このYOSAKOIソーランは、後ろにいらっしゃる DPI の西村さんと一緒に動夢舞チームをサポートして作り上げたことがあります。今日は西村さんからも声をかけて頂き参加させて頂きました。

今日は、障害者の方々に対する政策として自民党を代表させて頂きますけれども、向かいに座っ

ていらっしゃる清水誠一さんが元々はプロフェッショナルですが、今日は私が発表をさせて頂きたいと思います。

最初に共産党の紙智子先生からありました通り公務部門における障害者の雇用の水増しについて与党として深くお詫びを申し上げたいと思います。

これは、与党として政権への監視が足りなかった。それ以外に言い訳できないと思ひまして、今非常に厳しく与党としても対応させて頂いています。10月23日に公務部門における障害者雇用に関する基本方針を政府に発表させました。

そこでは、特にこれから法定雇用率の速やかな達成に向けて理解促進に向けたセミナー・講習会・職場見学会をやるのみならず、これからの活躍の場の拡大として働く障害者向けの相談窓口の設置。個々の障害者の皆さんをサポートする支援者の配置・委託・委嘱。障害者の皆さんの作業環境を整えるための機器の導入・設備・改善、早退・退室が勤務でできるフレックスタイム制の柔軟化。あるいは、ICT、情報通信機器が発展してきましたから、テレワークの活用を十分に行える環境整備を行うように厳しく指導をさせて頂きました。

併せて、障害者優先調達法に基づく障害者就労施設等からの物品の調達の推進等も含めて、国・地方全体において障害者の活躍の場をまずは拡大するように与党として公明党と一緒にやっていくことをお約束申し上げます。

その上で、障害者基本法改正についてのご提案内容を読ませて頂き、障害者基本法は大きく二つの方法があると思います。

法律を立てるには二つの方法があります。それは、議員から提出をする議員立法というやり方と、政府が法案を提出する閣法といわれるもので、この両方で障害者基本法の沿革は成り立っております。

特に 1970 年に心身障害者対策基本法が議員立法で成立をしてから、1993 年に議員立法で大規模改正が行われ、2004 年にもう一度大規模改正が行われて、そして今回の 2011 年に閣法として政府が提出した中で障害者権利条約の批准に向けた法整備ということで大規模改正が行われた経過があります。

その後、2013 年の障害者差別解消法制定後の 2014 年に障害者権利条約を我が国が批准しました。そして 2016 年に障害者差別解消法施行、今年第四次障害者基本計画の閣議決定されたのが今までの障害者基本法の沿革であることを皆さん十分ご理解頂いていますが、改めて確認をさせて頂きたいと思います。

そして今日は、皆様に私から配らせて頂いております資料は、何度も何度も皆さんに見て頂いています。障害者基本法の概要は、こういう形で国として取りまとめしております。3 枚目をめくって頂きますと、障害を理由とする差別の解消に関する法律がございます。これは、2016 年に施行されまして 3 年後の見直しということで、来年 4 月に見直しが行われる予定です。それを見て頂くと差別を解消するための措置として、一つは、不当な差別的取扱いの禁止が法的義務になった一方で、合理的配慮の提供は、国や地方公共団体は法的義務になっていますが、事業者は努力義務になっているのは大変私は気になっています。

というのは、我々の住む地域は、北海道ですから冬になれば雪が降ります。全国一律ではありません。9 月 6 日の地震や停電は、地域の特質性を踏まえて、最終的には、法的義務に関わる努力をすることが必要だと思います。今日皆様とお会いさせて頂く前に内閣府の障害者政策担当の参事官を呼びましてここについてみっちり話をさせて頂きました。

そして、地域における連携で彼らは、二行目に書いていますが、障害者差別解消支援地域協議会における関係機関との連携を図ることで地域の特質性に配慮する努力をしたいと言いましたが、私は、これでは足りないと思っています。従って、彼らにお願いをさせて頂いているのは、この努力規定を法的義務にすることを当然、皆さんと一緒に頑張らなければならないことですが、その前段階の法的努力義務の段階にあっても地域の協議会において内閣府の出席を求め、北海道の地域協議会には国から出席を求めるということを今日了解がとれました。従って、北海道における地域協議会には、間違いなく内閣府の政策統括官、共生社会政策担当という障害者政策の担当官が必ずオブザーバーとして参加し地域の実情にあった努力義務から入り、将来的には法的義務にしていくべきことですけれども、ここをしっかりと国に北海道の特質性、地域の特質性を認識させることを確認して今日はお邪魔をさせて頂いたことを申し上げます。

今、自民党においては、様々な活動で障害者関連施策について検討を行っております。例えば、議員立法による新たな法律の成立としては、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的、且つ計画的に推進し、障害者の皆さんの個性と能力の発揮、及び社会参加を推進するための障害者による文化・芸術活動

推進に関する法律が今年 6 月 7 日に成立し、13 日に施行されています。

また、障害者総合支援法を今年 4 月の改正により障害者の方々が自ら望む地域生活を営むことができるよう生活と就労への支援を充実するとともに、障害児支援のニーズの多様化に極めて細かく対応できるようにさせて頂きました。

もう一つは、障害福祉サービス等の報酬改定ですが、改定率 0.47%を確保して、しっかりと創設をされた新サービスの報酬を設定するよう我々としても与党として公明党としっかりと連携をとりながらやってまいりたいと思います。

再度繰り返しますが、この北海道は、雪もあって大雨も多くなってまいりました。地域の厳しい自然環境の中で障害者差別解消法については、民間の義務化が私は必須であると思います。だからこそ皆さんに声をかけて頂いて地域の特性というものをますます我々にもお伝え頂いて、しっかりとこれを変えていくことを与党としてお約束をさせて頂き、次の方にお譲りしたいと思います。

今後ともどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。



■田中耕一郎さん

(北星学園大学社会福祉学部長)

長谷川さん、ありがとうございました。

それでは最後に、公明党参議院議員の若松謙維さん、お願いします。

■若松謙維さん (公明党 参議院議員)

皆様、こんにちは。公明党参議院議員の若松謙維と申します。

道本部の顧問をさせて頂いています。本来ですと横山信一参議院議員、お二人の男のお子さんがいらっしゃいます。そのお一人が重度てんかんの方で大変ご苦労をされています。横山は、同じ時間に自分の会を開いておまして、どうしても出られないということで私、顧問の若松が話をさせて頂きます。

私自身、今 63 歳です。3 歳下の妹がおりまして 4 人の娘がおります。その 3 番目の女の子は、今 27 歳で自閉症、知的発達遅滞という障害を抱えておりまして、私も兄妹でありますので本当に横から見ても大変だなという思いを持っています。ただ、同じ兄妹でもできることできないこともありながら、多くのところを国なり行政なり、または事業所の方々にもお願いしなければいけない。そう思いながら今この場に立たせていただいております。

特に、今日は、DPI の皆様と公明党の今までの関わりの経緯をご報告させて頂きながら基本法の考え方等についてお話をさせて頂きたいと思います。

特に、2007 年から 2008 年、いわゆる政権交代、自公政権から民主党政権に移る直前であります。その時には我が公明党としましては、医師である福島豊衆議院議員を中心に、当時は障害者福祉委員会委員長の高木美智代衆議院議員。更に、医師の渡辺孝男参議院議員。そして、重度の知的障害者の親である山本博司参議院議員といったメンバーで DPI と基本法改正についての議論を、当時は三澤議長、尾上さん、崔さんと共に議論しました。いわゆる条約の批准からはじまった議論でもありますし、どういうふうに項目を定めてどういう方向でやっていくか。ある意味では、本当に試行錯誤、そんな状況から先程の国会議員と DPI の皆さんと 10 回以上色々な議論をさせて頂いたと伺っております。

そして、2009 年から 2011 年に政権が交代して、先程の座長の福島豊衆議院議員が選挙に落ちました。その後を受けた高木美智代衆議院議員、彼女が 2009 年以降この基本法の骨子案づくりに尽力をさせて頂きました。

当時、民主党、自民党さんとも議論をしながら私の言葉が適切かどうかわかりませんが、高木委員長がリード役となったと伺っています。

その議論で、条文にどういうものを入れるか。特に発達障害、更には障害者、この言葉自体が政府案として位置付けがなかった。これは基本中の基本です。そこを議論してしっかり定義に含めたということも伺っております。

そして、障害者の能力に応じて等しく教育・勤労する権利を明記する。このために何度も何度も議論されたという本当に大変なことだったと聞いています。

そういうことで地域社会における共生を目指す。今では当たり前のことですが、ここに至るまでの関係者のご尽力に改めて心から敬意を表します。

結果的に条文の修正の段階で、また、DPI の尾上さん、崔さんとも色々な議論をして、できないことも申し上げながら本当に喧々諤々の議論をして法律をつくったということです。いずれにしても障害者権利条約批准後の大規模改正という歴史的な大きな事実の中で皆様方はど真ん中にいたということを改めて立法者の立場から確認をさせて頂きたいと思っております。

そういうことで社会的障壁を、本当に国民全員が、1 億 3 千万人の日本人がどれだけ障害者の皆様と共有できるか。それぞれ心と身を寄せることができるか。社会的障壁をどれだけなくせるかの大きなスタートとなったわけであります。

そして、2011 年、今年 2018 年ですが、改正バリアフリー新法が 5 月 18 日に成立しました。ここにおきましても私どもの赤羽衆議院議員、神戸なのですけれども、座長を中心に、これも DPI の佐藤さんや崔さんとも数回打ち合わせをさせて頂いて、障害者の目線のまちづくりということで、はっきり言って本当に申し訳ないと思っております。障害者の皆様のための法律でありながら皆様がその法律改正の議論に入っていないプロセス自体の大きな課題。これについて私どもは本当に反省させられました。私は、現在郡山に住んでいまして、近くの障害者団体の皆様から障害者目線の色々な課題のお話を聞きました。

特に新幹線、大きなまち、皆様は大変な思いをされて国会に陳情される。しかし、車いす席は車両に一つしかないという現実。様々な課題、本当に障害者目線ではない今までのプロセスを心から反省し、皆様の言葉をどれだけ受けること

ができるか。反省をしながら基本法改正の議論に進むわけでありませう。

案内文にも書いていましたが、特に障害女性の独立情報がない。これは、その通りだと思います。私は、公認会計士、税理士をやっているとして顧問先に入浴サービスを提供する事業所があります。お風呂は重いので男性が対応しますが、障害者の方、65歳を超えていても女性です。その方の体を何も隠さないで物のように扱う。これが現場で起きている。本当に申し訳ない。人間の尊厳にどれだけ反しているか。そういったところ一つ一つ、女性の尊厳性というものに気づかない、見直さなければいけないところがたくさんあると理解しています。

そして、特に阪神・淡路大震災もそうだったのですけれども、東日本大震災の時にも何十万人の方が避難所に避難しました。特に授乳児を抱えるお母さんがお乳をあげる際にその場所がないので色々議論をしてテントを用意したり、そして福祉避難所という言葉が確立したのですが、まだまだ女性に対する配慮がたくさんあるということも改めて考えているところです。

もう一つの提言がございました権利条約の国内監視、機能強化ということで、特に2年後、ジュネーブで国連による審査が行われる。しっかりと批准した条約に基づいた今回の基本法の施行面でしっかりとやっているかどうかチェックを受けるわけです。そういう中、先程、長谷川岳参議院議員もお詫びと併せてお話しされましたけれども、行政の障害者雇用の不適切な報告、実態を軽視したとしか言いようがない状況に対して行政の障害者雇用促進であります。結局、各省庁に任せていた。どこの省庁がしっかりと責任をもってその障害者雇用をやるかという責任すべき省庁が決められていなかったのです。そういうこともありまして様々な課題を、10月17日に公明党の一員として参加させて頂き根本厚生労働大臣に申し入れをさせて頂いたところでもあります。

本当にまだまだ課題が多い中での今日の集会であります。特に身体障害者の方々は、全国に392万人おられますが7割の方が65歳を超えられており高齢化という大きな課題もあります。それにつきましては、介護保険へのスムーズな移行を進めているのですが、色々な課題が潜在していると思います。これから更に高齢化が進むので、おそらく現場が追い付かない面もあります。

そういったことも含めまして今日はディスカッションの中で色々なことを勉強させて頂きながら次の更なる基本法改正のために尽力してまいることとお誓い申し上げます。ご報告とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

若松さん、ありがとうございました。

以上、それぞれの議員の皆さんに議員として、また政党として取り組まれてこられた障害者施策について具体的にご紹介を頂きました。

障害者施策に関する議員の皆さんの所属政党の考え方を垣間見ることができたのではないかと思います。

続いて会場の指定発言者の皆さんにそれぞれ、当事者の生活の視点から国や地域の障害者施策の課題、あるいは、今ご発言頂いた各政党議員の皆さんへのご意見・ご質問などを伺えればと思います。

それでは、このパンフレットの順番でお願いしたいので、まずは、北海道肢体不自由児者福祉連合協会の会長、清水誠一さん、お願いします。



■清水誠一さん（公益財団法人 北海道肢体不自由児者福祉連合協会 会長）

皆さん、こんにちは。

一夜漬けで来てしまって、まだ頭の中に入っていないものですからメモを見ながら話をさせていただきます。ここで座らせていただきます。

各国会議員それぞれの党派の皆さん、ご苦労様でございました。

私の場合は、肢体不自由児父母の会という脳性麻痺の子どもたちの親の会です。私どもから基本法の改正に際して政策委員会にはじめて参加をすることができました。その時の条件が、清水誠一さん、あなたはだめですよ。

と言うよりも、是非父母の会ですから女性を委員にしてほしいということで、東京府中市の、東肢連の会長の河井さんにお問い合わせをしました。

今日は、基本法の改正ということが、これから改正に向けての初題ということですから、限られた時間ですけれども話をさせていただきますと思います。

まず、基本法の第3条、共生社会ですけれども、可能な限りを削除というのがDPIさんの試案にありました。共生社会を一番の目的とする場合、私どもの会では、例えば、車いすを使用しなければいけない場合に共生社会という観点でいきますと特に保護者である父母が段々高齢になる。もちろん当事者もそれなりに歳をとるわけです。父母が高齢になって自分の子どもと一緒に生活することが困難になっていく場合に、どうしても当事者の人たちが24時間、あるいは、日中活動を含めて組み合わせて生活をしなければいけない。また、住まいの確保もしなければいけない。そういう場合に今の状況で例えば、年齢が行きすぎたら借家は貸してくれません。高齢住宅を借りるにしても無料では借りることはできません。現在グループホームの場合は家賃が1万円補助されますけれども、民間住宅・公営住宅を借りるに際しても残念ながら家賃補助はない。

一番は、自分が希望する地域です。自分の希望する地域とは、生まれ故郷、家族と一緒に生活している所、友達のいる所、それが希望する地域だと思います。

現状、例えばグループホームを建てよう。特にバリアフリーで生活のしやすい場所に建てようとした場合のほとんど全国の地域で、特に私ども身体障害に関わるグループホームというのは全国で多分グループホームとして認定がされて新設されるのは、47都道府県で、多分5箇所ないのではないのでしょうか。

その理由は、一つは予算です。もう一つは、県が認める前に市町村がこれを認めなければいけない。市町村の計画の中に載せ、それが都道府県で認定されて申請して最終的に決まるという流れで、正直にいいまして今の状況では全国でせいぜいグループホームは5箇所あればいいところだと思います。それがどうしても、なんとか建てようとしてもその都度その都度壁があるのは、一つには、行政の流れが悪すぎる。あるいは、行政が自分で財政が持たなければ意図的にそれを認めないというのが今の現実だということを考えて頂き、今、総合支援法とか色々なことがあります、この基本法の中で分け隔てなく一つの市町村、あるいは都道府県でそれが壁になるのではなくて、必要なものは必要として認められるような積極的な条文にして共生社会の実現としていきたいと思えます。

もう一点、これは、多分厚生労働省の担当の部門に入ると思うのですが、北海道は農地がたくさんあります。農地基盤整備をするときに、GAT ウルグアイランド時に、今これから道内で農地基盤整備をしてGAT ウルグアイランドに対応するには幾ら必要なのか。確か6兆0100億円ということが全国でありました。

あの時は全部下から基盤整備の必要なものはなんなのかということで積み上げました。残念ながら厚生労働省で、肢体不自由児者、重心の守る会、手をつなぐ育成会、身体障害者団体もあります。そこで障害福祉サービスの基盤整備がどれだけ必要なのかという調査は一回もされていないのです。

量の調査がされて、はじめて次に計画ができて予算ができてくる。それが今まったくできていないことに障害福祉政策に対するそれぞれの現場での不満が出ているのです。そして将来に対する不安なのです。

そういうことで第3条の共生社会の中に今申し上げたような本当に安心して生活できるということが基本法に明確に出なければなりません。

あと一点、第12条は財政上の措置となっています。この財政上の措置ということで、民主党と自民党と共に当時の国会で消費税議論の中で社会保障財源となりましたが、残念ながら障害者福祉予算は消費税に入っていないのです。ですから常に一般財源でこれを措置するということですから、先程申し上げました5年後・10年後でどれだけ必要な量が出てこなければ財政上の措置がいくら12条で書かれていたとしても絵に描いた餅以前の問題です。

その次にある今の総合支援法、差別虐待という色々な個別法がありますけれども、この基本法の中で財政上の措置ということが12条でしっかりと明示された以上は、このことについて財政の保障がなければいけないと思うのです。

現在消費税は、来年上がるとされていますが、その使い道は、介護・年金・医療・子どもとなっています。そういう意味では障害者全般にわたって、生まれてからそれぞれの年代のサイクルを通してどれだけ必要かということ1兆8千億円では不十分です。総合福祉部会の佐藤部会長は、確か3兆円と言ったのです。ですから今後どれくらい必要なのかということについて財源保障ということも基本法の中で、どういう明示の仕方がいいのかはわかりませんが、そこら辺のところは是非障害のある人たち、支える家族の人たちが安心できる基本法にして頂きたいと思意見とさせて頂きます。どうもありがとうございました。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

ありがとうございました。

進行がまずくて時間が押していますので指定発言 5 分以内でお願いします。

では、北海道重症心身障害児者を守る会会長の太田由美子さん、お願いします。



■太田由美子さん（北海道重症心身障害児者を守る会 会長）

北海道重症心身障害児者を守る会の太田と申します。

ここに今日お集りの皆様は、重症心身障害児者といわれている人たちと触れ合ったことはありますでしょうか。

知的・身体ともに重たい障害があつて、多くの病症を重ね持ちながら生活をしている人たちです。近年医療の発達で呼吸器や酸素、頻回な痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを必要とする人たちも増えています。自分から意思を伝えることが本当に難しかったり、生活の全てに介助を要する人たちでもあります。

2016年7月、相模原市の障害者施設で起きた殺傷事件の対象は、重症心身障害の人たちでした。被害者と同じような子どもと暮らす私たちは、本当に大きな衝撃を受けました。そして、犯人が獄中で、未だにその考えが正しいと発信し、それに同調する人々がネット上に結構いるという今の社会に危機感を感じます。

人間を国家や社会に役立つかどうかで振り分け、そうではない者を排除する。生産・労働に役立つ人間のみが大切であり、有用ではない人間はいないほうが良いという優生思想の足跡が聞こえてくるのです。

全国重症心身障害児者を守る会は、今から54年前の1964年に組織化されました。当時、母親たちは、自分になにかあればこの子を残していけないと、常に睡眠薬を懐に隠し持っていたそうです。親たちが制度の狭間にあつた重症心身障害児者の福祉の充実を求めて国に陳情に行ったとき、障害が重く社会に貢献できない。そのような者に国のお金は使いませんと言われ、例えどんなに障害が重くても真剣に生きているこの命を守ってください。また、社会の一番弱い者を切り捨てることは、その次に弱い者が切り捨てられることになり社会の幸せに繋がらないのではないかと訴え、国の予算化が実現したとのことです。

私は、息子が養護学校の小学部に通学していた30年前、他の養護学校PTAの役員と一緒に高等部設置を求めて集めた署名をもとに北海道教育委員会に要望したことがあります。その際、当時の教育長から「生産に繋がらない人たちに道の予算は使えません」と言われ、頭をガンと殴られた思いでした。言い返すこともできず我が子の社会の立ち位置を思い知らされました。しかし、今はどんなに障害が重くても希望をすれば高等部教育が可能な時代になりました。

先日、あるCMが目にとまりました。一人では生きていけない幸せ。息子とその仲間は、まさに一人では生きていけない幸せを誰よりも感じ、感じさせてくれています。障害の重さ＝不幸ではないのです。一生懸命生きるとは命を授かった者の本性だと気づかされます。守る会の理念「もっとも弱い者を一人も漏れなく守る」これは、支え合う、分かち合う社会の指針です。「見えないものは思わない」スウェーデンの諺だそうです。私は、障害の重い人たちが今よりももっと街に出て多くの人たちと触れ合いながら暮らすことを願っています。

きっと優生思想を跳ね返す誰にもやさしい社会づくりに繋がると考えるからです。障害の重い人たちが街に出られる環境整備、本当に強く願っております。

ご清聴ありがとうございました。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

太田さん、ありがとうございました。

北海道精神障害者回復者クラブ連合会会長の土屋晴治さん、お願いします。

■土屋晴治さん（北海道精神障害者回復者クラブ連合会 会長）

土屋です、よろしくお願いします。

本日は、発言の機会をお与え頂き感謝いたします。精神障害者の当事者として発言いたします。

私のはじめて精神科に入院したのは24歳の時で、病名は統合失調症です。当時と比べると精神障害者を取り巻く環境は大きく変わり隔世の感を禁じえません、身体・知的障害者の方々と比べると福祉サービスの面では不十分です。

私が当事者活動を始めたのは45歳で、今は63歳です。最初から精神障害者の公共交通機関の運賃割引を求める活動に取り組んでいます。今は、多くの交通事業者や自治体で運賃割引を実施して頂けるようになりましたが、偶然そうなったのではなく当事者や家族の血の滲むような努力の結果勝ち得た成果です。

しかし、まだまだ十分ではなく身体・知的障害者の皆さんのように障害者手帳を見せたら全国どこでも割引をして頂けるようになればと強く望みます。

活動をしてみて強く感じることは、行政の高く固い壁です。江別市や道、国土交通省に何度お願いしても成果は得られず、もうすぐ初老といわれる歳になり、団体の会長として言うてはいけないと思いますが、少し疲れしました。

私一人ですべてを担っているわけではありませんが、そんなに難しいことを



お願いしているのでしょうか。

精神障害者は働くことが難しく、働いても支給されるのは給料ではなく工賃です。僅かな障害年金では、通院するだけでもやっとならば、親がいなくなれば生活保護を受けなければ生活できません。それなのに国は、平気で生活保護費を引き下げました。この国に生まれた不幸を嘆くしかないのでしょうか。障害年金で暮らしても生活保護で暮らしても乗物に乗れば交通費がかかります。これからも勇気を振り絞って運賃割引を求める活動に励んでいかななくてはと思います。

今日お越しの議員の皆様にも多くの精神障害者が運賃割引の実施を求めていることを知って頂きお力をお貸し頂きたいです。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

土屋さん、ありがとうございました。

それでは、続いてピープルファースト北海道書記の鬼塚朗さん、お願いします。



■鬼塚 朗さん（ピープルファースト北海道 書記）

ピープルファースト北海道の鬼塚朗です。お酒が好きな40歳の大人です。

私には知的障害とてんかん発作があります。今、自己決定ではあるが難しいところは手伝ってもらい一人暮らしをしています。

困っていることは、ヘルパーの時間数が足りないので、アルバイトの都合を聞いて調整するのが大変です。アルバイトとヘルパーの人材がないので、インフルエンザの時やてんかん発作が続いてつらい時も事業所を休むことができないのです。行かなければいけないのです。

寝る時、マスクから空気が出るCPAPという機械をつけて眠ります。寝返りをしただけではずれますが、そのマスクを自分ではなおすことができません。

私は、2009年に介護サービスが足り

ないため裁判を起こしました。

最初は、行政までサービスをもらいにヘルパーと行きました。でも「帰ってください」と言われました。

その後仮の義務付け裁判がありました。これまでの経験自分史を書いたり、私がつてんかん発作時の映像を証拠として出しました。不服申立てを12回位書いた。

裁判をしている期間は、首が痛むので人や物に当たり散らした。入院をして手術をしました。入院中に最高裁判が棄却されました。24時間公的介護サービス

の裁判は3つとも終わりました。

判決まですごい年数がかかりました。全国の仲間たちがお金と体力を使い応援にきてくれました。私は、納得がいていません。

障害者基本法第3条には、障害のある人みんながどこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域で皆と一緒に暮らせるようにすることと書かれています。名前だけであって実践されていない。誰を守る法律なのか。

私たちの法律を決める時は当事者を交えて決めていくべきです。以上。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

ありがとうございました。

最後にインクルネットほっかいどう代表の山崎恵さん、お願いします。

■山崎 恵さん（インクルネットほっかいどう 代表）

ご紹介頂きましたインクルネットほっかいどうの山崎と申します。

今日は、発言できる時間を頂いたことに感謝を申し上げます。

私は、基本法改正について教育の課題をお話しさせて頂きたいと思います。

未だに我が国の障害のある子どもの教育は、根強く分離別学体制が続いています。これは、障害者権利条約批准、差別解消法施行後の現在も続いています。

障害者権利条約には、障害の種別や程度に関わりなく障害のない子どもと同じく時間・場所・内容などの区別・排除・制限がない、いわゆるインクルーシブ教育が掲げられております。また、差別解消法でも障害のない子どもと同じく共に学べるよう合理的配慮を義務付けております。しかしながら、今、我が国の現実は、インクルーシブ教育ではなく、少し前のインテグレーション、統合教育です。そして、障害者基本法でも、「可能な限り」という言葉が残っています。

「可能な限り」という言葉があると、時間・場所・内容などの区別・排除・制限という現実が現れます。更に、合理的配慮の足かせにもなりかねません。

その例として、今春、沖縄県でも地域の高校入学試験において十分な合理的配慮がされず不合格となる事例もありました。これは、高校入試だけではなく義務教育においても障害の種別や程度の状況に応じ、支援学校と支援学級に措置、または措置されかねないという事例が今も尚続いております。



この沖縄県での事例は、2年前に札幌でも同様のことが起こりました。先程の道下議員からのお話でも紹介して頂きました。このように子どもの学ぶ場において「可能な限り」という言葉がある限り、同種の現実は続くと思っています。

そして子どもの学ぶ場について「可能または不可能」をいつ、誰が、どこで、どのような方法で判断されるのでしょうか。

今から25年以上前に障害のない同級生と共に学ぶことを不可能と判断された体験者として、子どもの学ぶ場において「可能な限り」という言葉を障害者基本法から削除して頂きたいです。

そのために国会議員の皆様の力が必要です。是非よろしく願いいたします。

障害の種別や程度に関わりなくすべての子どもが時間・場所・内容の区別・排除・制限がなく、必要な合理的配慮が受けられるよう基本法改正を切に願います。

今日は、お時間を頂き、お話をお聞き頂きありがとうございました。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

山崎さん、ありがとうございました。

当事者の立場から障害者が普通に暮らすことを阻む多くの課題についてご発言を頂きました。

いずれの課題も障害者基本法の各則に深く関わる問題ですのでコメンテーターのお二人に簡潔にコメントを頂ければと思います。よろしく願いします。

■辻 直哉さん（認定NPO法人DPI日本会議 事務局次長）

皆さん、今日は本当に貴重なご意見をありがとうございました。

やはり障害者基本法、今、条約を批准したあとですから再度見直し、先程からありました「可能な限り」とか、この権利条約には、地方都市だから福祉制度は少なくともいいとかバリアフリーじゃなくてもいい。そういうことは書いていないのです。私は都市部だけが格差を感じてしまっています。

そして権利条約に私が好きな条文があります。第8条意識の向上では、「締約国は、次のことのための即時の効果的な措置をとることを約束する。あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された観念、偏見及び有害な慣行と戦うこと」と書いてあるのです。

政府が率先して偏見や差別と戦うこと。そのための立法措置をとるようにと書いています。是非この権利条約をもとに障害者基本法、日本の障害者福祉制度をどうしていくかがこの基本法ですので、この理念に沿った形で皆さんと一緒に、国会議員の方も一緒に活動して頂きたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

■崔 栄繁さん（認定NPO法人DPI日本会議 議長補佐）

非常に良いお話を聞くことができ本当に良かったと思っています。

各議員の先生方からは色々な話が出ましたけれども、基本法の社会的障壁の除去という2011年にできた規定が今回バリアフリー新法の改正にも活かされてきた。大きく障害者総合支援法にも社会的障壁の除去が入ったとか、基本法の役割を改めて感じました。

色々な方がおっしゃっていましたが、当事者がきちんと参画して政策を決める。今の政策委員会にも知的や精神・発達障害の当事者がいらっしやらないということ。これも問題にしなければいけないと思います。障害当事者がどんどん議員になって国政や地方の政治に参加することも大切だと思います。

時間がないのであれですけれども、国連の障害者権利委員会の委員には、多分国連ではじめて一昨年に知的障害当事者が委員になりました。ロバート・マーティンさんというニュージーランドの方です。ピープルファーストの方は皆さんよく知っていらっしやると思います。日本も国連の動きに負けられないように当事者が参画して声をあげてほしいと思います。

鬼塚さんも言われましたけれども、この基本法をつくった時も土本さんも色々参加をして一生懸命やったわけですが、まだまだ足りない部分がある。そこで清水さんが条文の中身に踏み込んだ提案をして頂いたので、ここも是非参考にして先生たちとも色々相談をさせて頂きたいと思います。

私が、今回ここで太田さんがおっしゃったもっとも弱い者を皆で支え合うというのは、今日来ていらっしやる皆さんは一番共感できると思います。色々皆さん言っていましたけれども、一番根本の部分の部分をここで確認したい。

基本法は、若松先生のお話しのとおり 2008 年～2009 年に公明党さんと 11 回勉強会を朝 8 時からさせて頂きました。福島先生や高木先生が色々提案を出して公明党案をつくってくださった。そこに今回の 2011 年の改正で「かけがえのない個人として尊重される」という文言が目的に入ったのです。

今、鮮明に思い出しました。ここかなと思うのです。どんなに重度の障害があっても個人として尊厳が尊重されて、ありのままの自分が尊重されること。この確認をしたいと改めて思いました。そこで具体的に地域生活を支えるためには財源の保障も基本法に盛り込むことができると思いました。

長谷川先生からは、合理的配慮の義務化。これも力強いお言葉です。基本法とも関係し、解消法とも関係してきますけれども、みんなと力を合わせて、先生たちとも力を合わせて是非これを実現させたいと思っています。

短めということなので、ここまでにさせて頂きます。ありがとうございました。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

ありがとうございました。

では、最後に議員の皆さんにマイクをお廻しして、予定では 5 分だったので時間が過ぎてしまいますので 3 分以内で一言ずつお願いいたします。

■長谷川 岳さん（自由民主党 参議院議員）

今日はありがとうございました。

ここは与党・野党関係なくやれることをスピード感を持ってやっていくということが大事だと思います。それぞれの党の先生と我々が考えていることがまったく一致している部分が多くあったと思います。しっかりと国会議員同士が与党・野党関係なく手を結べる努力をすることをお約束申し上げます。

その上で私どもはこういった議員立法をつくる時には、それぞれの部会が担当をしています。かなりの分野で厚生労働が関わっています。当然内閣もです。

私は、法務関係部会ですから法務関係の部会の了承は私がさせて頂くのですが、厚生労働関係を含めて私どもの部会長は小泉進次郎部会長ですから、今日のお話を伝えさせて頂き、しっかりとポイントも話をさせて頂きます。そして、機会がありましたら是非皆様方が東京に上京されることがありましたら私ども必ず一度厚生労働部会長にも会って頂いて皆様の熱意と情熱をお伝え頂き、私も後押しをさせて頂くことをお約束申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

ありがとうございました。若松さん、お願いします。

■若松謙維さん（公明党 参議院議員）

今日は、参加させて頂きましてありがとうございました。

先程、清水さんと鬼塚さん、3条のことに触れて頂きました。共生社会、誰のため、誰を守るのか。本当に大事な問題提起だと思います。

当然、12条の財政措置、来年から消費税は上がりますが、いわゆる福祉のための消費税が全世代型社会保障ということになりますが、更にこれから深堀をして、もう一度福祉の原点は何なのかという観点から財源というものを考えなければならぬと決意をしたしだいでございます。

特に太田さん、守る会は1964年設立ということで公明党の結党と一緒にのです。しっかりとご指導を頂きながら頑張っていきたいと思っております。

特に一生懸命生きる、支える社会。それに反する人たちもおります。本当に乗り越えなければいけない課題がありますけれども今日訴えられた言葉、姿勢に心から感動しております。

私も命をかけて頑張りますので今後もよろしく願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

ありがとうございました。それでは、道下さん、お願いします。

■道下大樹さん（立憲民主党 衆議院議員）

今日は、清水さん、太田さん、土屋さん、鬼塚さん、山崎さん、色々のご意見をありがとうございました。

私ども国会議員は、皆様の代弁者として頂いたご意見を政策に反映して法律をつくったり改正していく必要があります。しかし、代弁者ではなくて是非皆様が国会や法律をつくる中央省庁の官僚の人たちと同じ席で意見を出し合ってくる。そこで我々国会議員が応援して法案を成立させたいと思います。

民主党政権時代に内閣府に障害者制度改革推進会議ができて、そこに当事者がどんどん集まってきた。その中で、いくら時間がかかっても通訳や話に時間がかかる方でもしっかりと時間をかけて皆で意見を出し合って、そして認識し合って共有し合うということをやってきて現在の障害者政策まで辿り着いたと思っておりますが、まだまだ足りないのは当然です。十分ではありません。

先程もありましたけれども、**Nothing About Us Without Us**、当事者抜きにして当事者のことを決めないでほしいという、これを我々は胸に秘めながら進めていきたいと思えますし、障害者基本法に関しては、可能な限りではないのです。完全に、する、行う、決定する、義務付ける。これが大変重要だと思います。そうした法律がなければ現実をそこまで近づけることはなかなか難しい、できない。だから、まず大きな目標というものを法律で決める。そして現実をどんどん近づけていくということが必要だと思います。

先程の当事者抜きにということでありました。先日の障害者雇用水増し問題の検証委員会、5人の弁護士や裁判官、学術経験者がいましたが、この5人に障害当事者はいません。私は、この前の議員連盟の時に、なぜ障害当事者を入れなかったのかと強く指摘させて頂きました。そう言った意味でまだまだ足りない部分がありますが、多様性を認め合う社会を私ども立憲民主党、そして多くの他の会派の皆様と一緒に頑張っけて取り組んでいきたいと思えます。

最後に、札幌市内も東京のあちこちでもある映画のポスターがどんどん貼られています。ご存知だと思いますが「こんな夜更けにバナナかよ」です。是非、こういう映画も通じて本当の現場、現状を、多くの国民の皆さんに知って頂いて情報、認識を共有できるように我々国会議員も頑張りたいと思えます。

今後ともよろしくお願いたします。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

道下さん、ありがとうございます。続いて徳永さん、お願いたします。

■徳永エリさん（国民民主党 参議院議員）

指定発言をしていただいた皆さん、どうもありがとうございます。

家族の皆さん、そして当事者の皆さんのこれまでの取り組み、行政の対応、様々な壁、ご苦勞を改めて聞かせて頂きました。しっかり受け止めながらこれからも皆さんと共に頑張っけていきたいと思っております。

まずは社会から、とにかく差別と偏見をなくしていく。そのための政策を一つでも前に進めなければなりません。そして、その基本となるのが障害者基本法とその改正、より良い改正をしていかなければいけないと思っております。

それに続いて障害者差別解消法、この改正もしなければなりません。これからしっかり検討していくことになると思えますけれども皆さんにとって本当に希望のある改正になるようにしっかりと私たちも頑張っけていきたいと思えますのでこれからもどうぞよろしくお願を申し上げます。

今日は本当に貴重な時間をつくって頂きましてありがとうございます。心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

徳永さん、ありがとうございます。最後に紙さん、お願いたします。

■紙 智子さん（日本共産党 参議院議員）

今日はどうもありがとうございます。

指定発言をされた皆さんの発言をしっかりと胸に止めていきたいと思います。コメンテーターのお二人の方のお話も大変勉強になりました。

そして、発言の中で本当に胸に残った話がありました。

一つは、障害の重さ＝不幸ではないのだというお話しです。一生懸命生きるということは命を授かった者の本性だというお話し。本当にこれは胸に刻みたいと思いました。やはり一生懸命切り開こうということで運動されてきている中で、疲れたという率直な声もありましたけれど、少しでも疲れが癒されるように我々も全力で頑張らなければいけないということを改めて思いました。

これから国会でも障害者基本法の改正などを含めた取り組みについても、私たちが全力を尽くして頑張っていきたいということの決意を改めて申し上げまして、一言のまとめにしたいと思います。どうもありがとうございました。

■田中耕一郎さん（北星学園大学社会福祉学部長）

最後に、今日のフォーラムについて感想めいたことを述べさせて頂いてまとめにかえさせて頂きします。

様々な障害のある方たちの生活を支える障害者施策について総合的にといますか網羅的に議論をするためには非常に多くの時間が必要だと思いますので、今日の限られた時間ではなかなか議論を深めるまでにはいきませんでした。

ただ、現在の障害者の生活に横たわる多くの困難から国の、地方の障害者政策の課題が浮き彫りになったのではないかと思います。

今日も何度も指摘されておられましたけれども、障害者が他の市民と同等の権利を獲得していくためには障害者自身が声を上げていくということがとても大事なことだと思うのです。しかし、他方で私は、特に障害者としての経験を持っていない私のような立場で「当事者の皆さん、もっと権利を主張する声を上げましょう」と言わなければいけないことの理不尽さも感じております。

なぜかといいますと、障害のない人たちは、毎朝電車に乗るたびに電車に乗る権利を主張しているわけではありません。普通学校に通うためにわざわざ権利を主張して通っているわけでもありません。障害者だけが市民としての普通の暮らしをするためにいちいち権利を主張するための声を上げなければ普通の暮らしに届かないという状況は、極めて理不尽で不当なことだと思います。

障害者が普通の暮らしをするためにいちいち声を上げ、権利を主張しなくてもよい状態になるためにも障害者の普通の暮らしを保障する権利を障害者基本法の中に何の条件もつけることなく（何の条件もというのは「可能な限り」などの文言をつけることなく）規定する必要があると思います。

是非、今日ご参加頂いた皆さんには障害者基本法の今後の改正動向に関心を持って頂いて、それぞれの現場で議論を深めて頂ければと思います。

つたない進行で色々ご迷惑をおかけしたところがあるかと思いますが、進行にご協力を頂きましてありがとうございました。

最後に、今日ご講演、ご報告いただいた崔さん、辻さん、ご登壇いただいたパネリストの皆さん、指定発言をいただいた会場の皆さんに拍手で感謝を申し上げてこのフォーラムを閉じたいと思います。ありがとうございました。

■西村正樹（DPI 北海道ブロック会議 前議長）

田中先生、どうもありがとうございました。

大変お忙しい中、今日、ご出席頂きまして本当にありがとうございました。

このフォーラムにつきましては、フォーラムを開催するために開催したのではなく、まさに障害者基本法をきちんと改正をしていく。そうした意味での一つの起点にしたいと思って開催しております。この基本法改正に関するフォーラムにつきましては、札幌で開催をしましたが、これまで名古屋・大阪・熊本でも開催し、全国各地からこうした行動を興し、なんとか来年の国会の中でこの議論を深め、そしてその後続く差別解消法、総合支援法、虐待防止法等、その大元になるのがこの基本法ですのでこれをまずかえて、そしてその流れの中で各法をきちんとしていくということを目指してのフォーラムということになります。

与党・野党、障害種別、団体の違い、それを乗り越えて全体で連帯連携し、この目標に向かって進んでいきたいと思っています。

これからもよろしく願います。 本日はどうもありがとうございました。

